

道路交通法の主な罰則

(平成 19 年 9 月現在)

1. 道路交通法第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 関係

〔凡例〕 : 過去に運行管理者試験に出題されたもの : 今後出題される可能性があると思われるもの。				
違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
酒酔い運転	道路交通法第 117 条の 2 第 1 号	<p>道路交通法第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1 項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態 (アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。) にあつたものは、<u>5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金</u>に処せられる。</p>	<p>問 何人も、酒気を帯びて自動車を運転してはならない。本規定に違反して自動車を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態 (アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。) にあつたものは、<u>3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</u>に処せられる。</p> <p>【解答: 誤り。本規定は罰則が強化され、5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。】</p> <p>問 道路交通法第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1 項の規定に違反して自動車を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態 (アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。) にあつたものは、<u>3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</u>に処せられる。</p> <p>【解答: 誤り。本規定は罰則が強</p>	<p>・道路交通法第 65 条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1 項</p> <p>何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。(注 1)</p>

			化され、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。】	
酒気帯び運転	道路交通法第117条の2の2第1号	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において <u>身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。</u>		・道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項(注1参照)

2. 道路交通法第66条(過労運転等の禁止)関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
過労運転等	道路交通法第117条の2第3号	道路交通法第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。)は、 <u>5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。</u>		・道路交通法第66条(過労運転等の禁止)何人も、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。(注2) ・道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項(注1参照)
過労運転等	道路交通法第117条の2の2第5号	道路交通法第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(道路交通法第117条の2第3号の規定に該当する者を除く。)は、 <u>3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。</u>	問 道路交通法第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反して、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。 【解答：誤り。本規定は罰則が強化され、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。】	・道路交通法第66条(過労運転等の禁止)(注2参照)

3. 道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
酒酔い運転の下命又は容認	道路交通法第117条の2第4号	道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第3号の規定に違反して、 <u>酒に酔った状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。</u>	問 自動車の使用者(自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。)で自動車を運転することを命じ、又はこれを容認してはならない。当該運転することを命じ、又は容認した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。 【解答：誤り。本規定は罰則が強化され、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。】	・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第3号 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して自動車を運転することを命じ、又は容認してはならない。(注3)(注31参照) ・道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項(注1参照)
酒酔い運転又は酒気帯び運転の下命又は容認	道路交通法第117条の2の2第6号	道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第3号の規定に違反した者(当該違反により運転者が <u>酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に道路交通法第117条の2の2第1号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、道路交通法第117条の2第4号に該当する場合を除く。</u>)は、 <u>3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。</u>		・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第3号(注3・31参照) ・道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項(注1参照)
過労運転等の下命又は容認	道路交通法第117条の2第5号	道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第4号の規定に違反して、 <u>道路交通法第117条の2第3</u>		・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第4号 道路交通法第66条(過労運転等の禁止)

		号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者は、 <u>5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。</u>		の規定に違反して自動車を運転することを命じ、又は容認してはならない。(注4)(注31参照) ・道路交通法第66条(過労運転等の禁止)(注2参照) ・道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項(注1参照) ・道路交通法第117条の2第3号に規定する状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
過労運転等の下命又は容認	道路交通法第117条の2の2第7号	<u>道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第4号の規定に違反した者(道路交通法第117条の2第5号に該当する者を除く。)</u> は、 <u>3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。</u>	問 自動車の使用者(自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者が過労により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転することを容認してはならない。当該運転することを容認した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。 【解答:誤り。本規定は罰則が強化され、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。】	・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第4号(注4・注31参照) ・道路交通法第66条(過労運転等の禁止)(注2参照)
無免許運転の下命又は容認	道路交通法第117条の4第3号	<u>道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第1号の規定に違</u>	問 自動車の使用者(自動車の運行を直接管理する地位にある者	・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第1号

		<p>反した者は、<u>1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</u>に処せられる。</p>	<p>を含む。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、無免許運転、最高速度違反、酒気帯び運転、過労運転、積載制限違反、放置行為のいずれかの行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。</p> <p>なお、上記のいずれかの行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為を容認した者は、懲役又は罰金に処せられる。</p> <p>【解答：正しい。】</p>	<p>道路交通法第84条(運転免許)第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(法令の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。)が運転することを命じ、又は容認してはならない。(注5)(注31参照)</p> <p>・道路交通法第84条(運転免許)第1項 自動車を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許を受けなければならない。(注6)</p>
<p>最高速度違反の運転の下命又は容認</p>	<p>道路交通法第118条第1項第4号</p>	<p>道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第2号の規定に違反した者は、<u>6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金</u>に処せられる。</p>		<p>・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第2号 道路交通法第22条(最高速度)第1項の規定に違反して自動車を運転することを命じ、又は容認してはならない。(注7)(注31参照)</p> <p>・道路交通法第22条(最高速度)第1項 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。(注8)</p>
<p>政令要件違反の運転の下命又は容認</p>	<p>道路交通法第118条第1項第4号</p>	<p>道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第5号の規定に違反した者は、<u>6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金</u>に処せられる。</p>		<p>・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第5号 道路交通法第85条(第一種免許)第5項の規定に違反して大型自動車若しくは中型</p>

			<p>自動車を運転し、同条第6項の規定に違反して中型自動車を運転し、同条第7項の規定に違反して普通自動車を運転することを命じ、又は容認してはならない。(注9)(注31参照)</p> <p>・道路交通法第85条(第一種免許)第5項 大型免許を受けた者で、21歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年に達しないものは、道路交通法第85条第2項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車又は中型自動車を運転することはできない。(注10)</p> <p>・道路交通法第85条(第一種免許)第6項 中型免許を受けた者(大型免許を現に受けている者を除く。)で、21歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年に達しないものは、道路交通法第85条第2項の規定にかかわらず、政令で定める中型自動車を運転することはできない。(注11)</p> <p>・道路交通法第85条(第一種免許)第7項 普通免許を受けた者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれ</p>
--	--	--	--

				かを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して2年に達しないものは、道路交通法第85条第2項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運転することはできない。（注12）
積載制限違反の下命 又は容認	道路交通法第118条 第1項第5号	<u>道路交通法第75条（自動車の使用者の義務等）第1項第6号の規定に違反して、道路交通法第118条第1項第2号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者は、6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。</u>	問 自動車の使用者（自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。）は、自動車の運転者に対し、法令で定める積載物の重量の制限を超えて積載をして自動車を運転することを命じ又はこれを容認してはならない。 【解答：正しい。】	<p>・道路交通法第75条（自動車の使用者の義務等）第1項第6号 道路交通法第57条（乗車又は積載の制限等）第1項の規定に違反して積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認してはならない。（注13）（注31参照）</p> <p>・道路交通法第57条（乗車又は積載の制限等）第1項 法令に定めがある場合を除き、車両（軽車両を除く。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。（注14）</p> <p>・道路交通法第118条第1項第2号 道路交通法第57条（乗車又は積載の制限等）第1項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者（注15）</p>
積載制限違反の下命 又は容認	道路交通法第119条 第1項第11号	<u>道路交通法第75条（自動車の使用者の義務等）第1項第6号の規定に違反した者（道路交通法第118条第1項第5号に該当する者を除く。）は、3</u>		・道路交通法第75条（自動車の使用者の義務等）第1項第6号（注13・注31参照）

		<u>ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。</u>		
自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認	道路交通法第119条の2第3号	<u>道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第7号の規定に違反する行為をした者は、15万円以下の罰金に処せられる。</u>		<p>・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項第7号</p> <p>自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が道路交通法第44条(停車及び駐車を禁止する場所)、同法第45条第1項若しくは第2項(駐車を禁止する場所)、同法第47条第2項若しくは第3項(停車又は駐車の方法)、同法第48条(停車又は駐車の方法の特例)、同法第49条の2第3項(時間制限駐車区間における駐車の方法等)若しくは同法第75条の8第1項(停車及び駐車の禁止)の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。))をすることを命じ、又は容認してはならない。(注16)(注31参照)</p>
公安委員会の命令	道路交通法第119条第1項第12号	<u>道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第2項の規定による公安委員会の命令に従わなかった者は、3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。</u>		<p>・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第2項</p> <p>自動車の使用者等が道路交通法第75条第1項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安</p>

				<p>委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、6 ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。(注17)</p> <p>・道路交通法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項(注31参照)</p>
--	--	--	--	--

4. 道路交通法第75条の2(自動車の使用者の義務等)関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
公安委員会の命令	道路交通法第119条第1項第12号	<p><u>道路交通法第75条の2(自動車の使用者の義務等)第1項若しくは第2項の規定による公安委員会の命令に従わなかった者は、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。</u></p>	<p>問 自動車の運転者が最高速度違反、過労運転又は放置行為の違反行為をした場合において、公安委員会は、一定条件の下、その自動車の使用者に対して、再発を防止するために必要な措置をとることを指示することができる。その指示を受けた後1年以内に同種の違反行為が繰り返され、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて、著しく交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、公安委員会は3ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。</p> <p>なお、自動車の使用者が、上記の規定による公安委員会の命令に従わなかった場合には、当該自動車の使用者は懲役又は罰金に</p>	<p>・道路交通法第75条の2(自動車の使用者の義務等)第1項</p> <p>公安委員会が自動車の使用者に対し、道路交通法第22条の2第1項の規定による指示(最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示) 道路交通法第58条の4の規定による指示(過積載車両に係る指示) 又は道路交通法第66条の2第1項による指示(過労運転に係る車両の使用者に対する指示)をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後1年以内にその指示の区分ごとに、最高速度違反行為、過積載をして自動車を運転する行為又は過労運転の違反行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて著しく交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、3ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は</p>

			<p>処せられる。 【解答：誤り。 現行道路交通法第 75 条の 2 では、放置行為に関する規制は削除された。】</p>	<p>運転させてはならない旨を命ずることができる。(注 18)</p> <p>・道路交通法第 75 条の 2 (自動車の使用者の義務等) 第 2 項 公安委員会が道路交通法第 51 条の 4 (放置違反金) 第 1 項の規定により標章が取り付けられた車両の使用者に対し納付命令をした場合において、当該使用者が当該標章が取り付けられた日前 6 ヶ月以内に当該車両が原因となった納付命令(同条第 16 項の規定により取り消されたものを除く。)を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、3 ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。(注 19)</p>
--	--	--	--	--

5 . 道路交通法第 72 条 (交通事故の場合の措置) 関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
交通事故の場合の負傷者救護等必要措置履行	道路交通法第 117 条第 1 項	<p>車両等の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があった場合において、<u>道路交通法第 72 条 (交通事故の場合の措置) 第 1 項前段の規定に違反したときは、5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。</u></p>	<p>問 交通事故があったときは、当該自動車の運転者その他の乗務員は、直ちに自動車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。 なお、上記の必要な措置を講じ</p>	<p>・道路交通法第 72 条 (交通事故の場合の措置) 第 1 項前段 交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。(注 20)</p>

			<p>なかった者は、懲役又は罰金に処せられる。 【解答：正しい。】</p>	
交通事故の場合の負傷者救護等必要措置履行違反で人の死傷が当該運転者の運転に起因する場合	道路交通法第 117 条第 2 項	<p><u>道路交通法第 117 条第 1 項の場合において、同項の人の死傷が当該運転者の運転に起因するものであるときは、10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。</u></p>		
交通事故の場合の負傷者救護等必要措置履行	道路交通法第 117 条の 5 第 1 号	<p><u>道路交通法第 72 条（交通事故の場合の措置）第 1 項前段の規定に違反した者（道路交通法第 117 条の規定に該当する者を除く。）は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処せられる。</u></p>		<p>・道路交通法第 72 条（交通事故の場合の措置）第 1 項前段（注 20 参照）</p>
交通事故の場合の所定事項報告履行	道路交通法第 119 条第 1 項第 10 号	<p><u>道路交通法第 72 条（交通事故の場合の措置）第 1 項後段に規定する報告をしなかった者は、3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処せられる。</u></p>	<p>問 交通事故があった場合において、当該自動車の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る自動車の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。</p>	<p>・道路交通法第 72 条（交通事故の場合の措置）第 1 項後段 この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。（注 21）</p>

			<p>なお、上記の報告をしなかった者は、懲役又は罰金に処せられる。</p> <p>【解答：正しい。】</p>	
警察官の命令	<p>道路交通法第120条第1項第11号の2</p>	<p>道路交通法第72条(交通事故の場合の措置)第2項の規定による警察官の命令に従わなかった者は、<u>5万円以下の罰金</u>に処せられる。</p>		<p>・道路交通法第72条(交通事故の場合の措置)第2項 道路交通法第72条(交通事故の場合の措置)第1項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去ってはならない旨を命ずることができる。(注22)</p> <p>・道路交通法第72条(交通事故の場合の措置)第1項後段(注21参照)</p>

6. 運転免許関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
無免許運転	<p>道路交通法第117条の4第2号</p>	<p>法令の規定による運転の免許を受けている者でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている自動車を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)運転した者は、<u>1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</u>に処せられる。</p>	<p>問 免許(仮免許を除く。)を受けた者が、法令に定める免許証の更新を受けなかったときは、その効力を失う。当該更新を受けないで有効期限の過ぎた免許証で自動車の運転をした場合は無免許運転となり、当該無免許運転をした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。</p> <p>【解答：正しい。】</p>	<p>・道路交通法第64条(無免許運転の禁止)何人も、道路交通法第84条(運転免許)第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(法令の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)自動車を運転してはならない。(注23)</p> <p>・道路交通法第84条(運転免許)第1項(注6参照)</p>

			問 道路交通法第 64 条(無免許運転の禁止)の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる。 【解答：正しい。】	
政令要件	道路交通法第 118 条第 1 項第 7 号	<u>道路交通法第 85 条(第一種免許)第 5 項から第 7 項までの規定に違反した者は、6 ヶ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処せられる。</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法第 85 条(第一種免許)第 5 項(注 10 参照) ・道路交通法第 85 条(第一種免許)第 6 項(注 11 参照) ・道路交通法第 85 条(第一種免許)第 7 項(注 12 参照)

7. 法定速度関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
最高速度	道路交通法第 118 条第 1 項第 1 号	<u>道路交通法第 22 条(最高速度)の規定の違反となるような行為をした者(過失による場合を除く。)</u> は、 <u>6 ヶ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処せられる。</u>	問 道路交通法第 22 条(最高速度)の規定の違反となるような行為をした者(過失による場合を除く。)は、 <u>6 ヶ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処せられる。</u> 【解答：正しい。】	・道路交通法第 22 条(最高速度)(注 8 参照)
過失による最高速度	道路交通法第 118 条第 2 項	<u>過失により道路交通法第 118 条第 1 項第 1 号の罪を犯した者は、3 ヶ月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処せられる。</u>		・道路交通法第 22 条(最高速度)(注 8 参照)
最低速度	道路交通法第 120 条第 1 項第 12 号	<u>道路交通法第 75 条の 4(最低速度)の規定の違反となるような行為をした者は、5 万円以下の罰金に処せられる。</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法第 75 条の 4(最低速度) 自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、道路標識等により自動車の最低速度が

				指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。(注24)
--	--	--	--	--

8. 道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
積載制限	道路交通法第118条第1項第2号	道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者は、6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。		・道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項(注14参照)
積載制限	道路交通法第119条第1項第3号の2	道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定に違反して積載をして車両を運転した者(道路交通法第118条第1項第2号に該当する者を除く。)は、3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。		・道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項(注14参照)
積載制限	道路交通法第120条第1項第10号の2	道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定に違反した者(道路交通法第118条第1項第2号及び第119条第1項第3号の2に該当する者を除く。)は、5万円以下の罰金に処せられる。		・道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項(注14参照)

9. 道路交通法第58条の2(積載物の重量の測定等)関係

積載物の重量の測定等の拒否	道路交通法第119条第1項第3号の3	道路交通法第58条の2(積載物の重量の測定等)の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は測定を拒み、若しくは妨げた者は、		・道路交通法第58条の2(積載物の重量の測定等) 警察官は、道路交通法第57条第1項の積載物の重量の制限を超える積載をしている
---------------	--------------------	---	--	--

		3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。		と認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の積載物の重量を測定することができる。 (注25) ・道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項(注14参照)
--	--	---------------------------	--	---

10. 道路交通法第58条の3(過積載車両に係る措置命令)関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
過積載車両の警察官の措置命令	道路交通法第119条第1項第3号の4	道路交通法第58条の3(過積載車両に係る措置命令)第1項又は第2項の規定による警察官の命令に従わなかった者は、3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。		<p>・道路交通法第58条の3(過積載車両に係る措置命令)第1項 警察官は、過積載(車両に積載をする積載物の重量が道路交通法第57条第1項の制限に係る重量(同条第3項の規定による許可に係る積載物について、当該許可に係る重量)を超える場合における当該積載をいう。)をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。(注26)</p> <p>・道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項(注14参照)</p> <p>・道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第3項 貨物が分割できないものであるため道路交通法第57条第1項の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づ</p>

			<p>き公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限って許可をしたときは、車両の運転者は、同条第1項又は同条第2項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。(注27)</p> <p>・道路交通法第58条の3(過積載車両に係る措置命令)第2項 警察官は、道路交通法第58条の3第1項の規定による命令によっては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができないと認められる場合において、当該車両に係る過積載の程度及び道路又は交通の状況を勘案して当該車両を警察官が指示した事項を遵守して運転させることに支障がないと認めるときは、当該車両の運転者に対し、同法第57条第1項の規定にかかわらず、車両の通行の区間及び経路、道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置その他の事項であって警察官が指示したものを遵守して当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。(注28)</p>
--	--	--	---

11. 道路交通法第 58 条の 5 (過積載車両の運転の要求等の禁止) 関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
荷主の過積載車両の運転要求等の禁止命令	道路交通法第 118 条第 1 項第 3 号	<p><u>道路交通法第 58 条の 5 (過積載車両の運転の要求等の禁止) 第 2 項の規定による警察署長の命令に従わなかった者は、6 ヶ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処せられる。</u></p>		<p>・道路交通法第 58 条の 5 (過積載車両の運転の要求等の禁止) 第 2 項 警察署長は、道路交通法第 58 条の 5 第 1 項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該行為をした者に対し、同項の規定に違反する行為をしてはならない旨を命ずることができる。(注 29)</p> <p>・道路交通法第 58 条の 5 (過積載車両の運転の要求等の禁止) 第 1 項 道路交通法第 75 条第 1 項に規定する使用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求すること。 (2) 車両の運転者に対し、当該車両への積載が過積載となるとの情を知りながら、同法第 57 条第 1 項の制限に係る重量を超える積載物を当該車両に積載をさせるため売り渡し、又は当該積載物を引き渡すこと。(注 30)</p> <p>・道路交通法第 75 条(自動車の使用者の義務等) 第 1 項 自動車(重被牽引車を含む。)の使用者(自動車の運行を直接管理する地位にある者を</p>

				含む。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、道路交通法第75条第1項第1号から第7号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。(注31) ・道路交通法第75条第1項第1号(無免許運転違反)(注5参照) ・道路交通法第75条第1項第2号(最高速度違反)(注7参照) ・道路交通法第75条第1項第3号(酒気帯び運転等違反)(注3参照) ・道路交通法第75条第1項第4号(過労運転等違反)(注4参照) ・道路交通法第75条第1項第5号(政令要件運転違反)(注9参照) ・道路交通法第75条第1項第6号(乗車又は積載の制限等違反)(注13参照) ・道路交通法第75条第1項第7号(放置行為違反)(注16参照) ・道路交通法第57条第1項(注14参照)
--	--	--	--	---

12. 道路交通法第58条(制限外許可証の交付等)関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
制限外許可証の交付条件	道路交通法第121条第1項第8号	道路交通法第58条(制限外許可証の交付等)第3項の規定により警察署長が付した条件に違反した者は、 <u>2万円以下の罰金又は科料</u> に処せられる。		・道路交通法第58条(制限外許可証の交付等)第3項 制限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に危険を防止するため必要な条件を付することができる。(注32)

13. 道路交通法第 71 条（運転者の遵守事項）関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
<p>携帯電話用装置等の使用又は映像表示用装置の表示画像注視による事故惹起</p>	<p>道路交通法第 119 条第 1 項第 9 号の 3</p>	<p><u>道路交通法第 71 条（運転者の遵守事項）第 5 号の 5 の規定に違反し、よって道路における交通の危険を生じさせた者は、3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処せられる。</u></p>	<p>問 自動車を運転する場合には、当該自動車が停止しているときを除き、携帯電話用装置又は無線通話装置（法に定めるものを除く。）のために使用してはならない。本規定に違反し、よって道路における交通の危険を生じさせた者は、交通違反の反則行為の処分を受けるが、懲役又は罰金には処せられない。</p> <p>【解答：誤り。交通違反の反則行為の処分を受け、懲役又は罰金に処せられる。】</p> <p>問 自動車を運転する場合には、当該自動車が停止しているときを除き、当該自動車に取り付けられ又は持ち込まれた画像表示用装置（法に規定する装置であるものを除く。）に表示された画像を注視してはならない。本規定に違反し、よって道路における交通の危険を生じさせた者は、交通違反の反則行為の処分を受けるが、懲役又は罰金には処せられない。</p> <p>【解答：誤り。交通違反の反則行為の処分を受け、懲役又は罰金に</p>	<p>・道路交通法第 71 条（運転者の遵守事項）第 5 号の 5</p> <p>自動車を運転する場合には、当該自動車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければならないものに限る。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。）のために使用し、又は当該自動車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第 41 条第 16 号又は第 17 号に規定する装置であるものを除く。）に表示された画像を注視しないこと。（注 33）</p> <p>・道路運送車両法第 41 条第 16 号 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置（注 34）</p> <p>・道路運送車両法第 41 条第 17 号 速度計、走行距離計その他の計器（注 35）</p>

			<p>処せられる。】</p> <p>問 画像表示用装置(法に定めのあるものを除く。)の表示画像注視に係る運転者の遵守事項の規定に違反し、よって道路における交通の危険を生じさせた者は、6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。</p> <p>【解答:誤り。3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。】</p>	
携帯電話用装置等の使用又は画像表示用装置の表示画像注視	道路交通法第120条第1項第11号	<p>道路交通法第71条(運転者の遵守事項)第5号の5の規定に違反して携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者(道路交通法第119条第1項第9号の3に該当する者を除く。)は、5万円以下の罰金に処せられる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法第71条(運転者の遵守事項)第5号の5(注33参照) ・道路運送車両法第41条第16号(注34参照) ・道路運送車両法第41条第17号(注35参照)

14. 道路交通法第51条の4(放置違反金)関係

違反の種類	条項号	罰則の内容	「過去問」出題例	関連条文・規定内容
放置車両確認標章の破損、汚損、取り除き	道路交通法第121条第1項第9号	<p>道路交通法第51条の4(放置違反金)第2項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金又は料料に処せられる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法第51条の4(放置違反金)第2項 何人も、道路交通法第51条の4第1項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用

				<p>者、運転者その他当該車両の管理について責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。(注36)</p> <p>・道路交通法第51条の4(放置違反金)第1項 警察署長は、放置車両確認機関に、違法駐車と認められる場合における車両(軽車両にあっては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量が750キログラムを超えるものに限る。)であって、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるものの確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨等を告知する放置車両確認標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。(注37)</p>
--	--	--	--	--

刑罰の種類には、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料の「主刑」と、没収の「付加刑」とがある(刑法第9条)。

このうち、本冊子で使用する用語の定義は、『自治体職員のための 法令キーワード辞典』(編集代表：上田 章・浅野一郎、第一法規)によれば、次のとおりである。

- ・「懲役」とは、監獄に拘置して定役に服させるもので、無期と有期とがある。有期懲役は1月以上20年以下とされている(刑法第12条)。
- ・「禁錮」とは、監獄に拘置するが定役を課さない点で「懲役」と異なる。無期と有期があり、有期禁錮は1月以上20年以下とされている(同法第13条)。
- ・「罰金」とは、一定の金額の剥奪を内容とする財産刑の一種であり、その額は1万円以上とされている。ただし、これを1万円未満に軽減することができる(同法第15条)。
- ・「科料」とは、罰金とともに財産刑の一種であり、その額は1,000円以上1万円未満とされている(同法第17条)。